

## 商法 Chapter 10

Date  
/Date  
/Date  
/

株式会社の計算等に関する次のア～オの記述のうち、誤っているものの組合せはどれか。

ア 株式会社の純資産額が300万円を下回る場合には、株式会社はその株主に対し、剰余金の配当をすることができない。

イ 設立又は株式の発行に際して株主となる者が株式会社に対して払込み又は給付をした額のうち、2分の1を超えない額については、資本金として計上しないことができる。

ウ 株主及び株式会社の債権者が当該株式会社に対して計算書類等の閲覧を請求するには、裁判所の許可を得なければならない。

エ 取締役会設置会社においては、原則として、取締役会の決議によって資本金の額を減少することができる。

オ 株式会社が資本金の額を減少する場合には、当該株式会社の債権者は、当該株式会社に対し、資本金の額の減少について異議を述べることができる。

- 1 ア・イ
- 2 ア・オ
- 3 イ・エ
- 4 ウ・エ
- 5 ウ・オ

正解

4

## [計算その他] 株式会社の計算等

## ア 正しい

株式会社の純資産額が300万円を下回る場合には、株式会社はその株主に対し、剰余金の配当をすることができない（会社法458条、453条）。

## イ 正しい

株式会社の資本金の額は、会社法に別段の定めがある場合を除き、設立又は株式の発行に際して株主となる者が当該株式会社に対して払込み又は給付をした財産の額とされる（同法445条1項）。この払込み又は給付にかかる額の2分の1を超えない額は、資本金として計上しないことができる（同条2項）。なお、資本金として計上しないこととした額は、資本準備金として計上しなければならない（同条3項）。

## ウ 誤り

株主及び債権者は、株式会社の営業時間内は、いつでも、計算書類等の閲覧の請求をすることができる（同法442条3項1号）。

## エ 誤り

株式会社が資本金の額を減少する場合には、原則として、株主総会の特別決議によって、資本金の額の減少にかかる事項を定めなければならない（同法447条1項、309条2項9号）。

## オ 正しい

株式会社が資本金の額を減少する場合には、当該株式会社の債権者は、当該株式会社に対し、資本金の額の減少について異議を述べることができる（同法449条1項）。

以上により、誤っているものの組合せは肢4であり、正解は4となる。